

大阪府の受動喫煙防止条例制定を求める意見書

現在国では、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されている。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とする（屋外の喫煙所設置は認める）。飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室は設置可）とするが、客席面積100平方メートル以下で、個人経営か資本金5千万円以下の中小企業が経営する既存店では、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める。一方で、新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで、飲食店全体の55%（大都市では80～90%）は喫煙可能になると推計されている。

一方で、東京都では、「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6月都議会で提案される予定とされている（飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対する動きがあるが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものでなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されている）。

またこれらの動きに関連して、吉村大阪市長及び松井大阪府知事は連携調整して、「2025年の万博誘致をにらみ、国よりも対象施設を広げるなど、独自の受動喫煙防止条例制定を目指す」と報じられている。

よって、大阪府におかれては、以下の受動喫煙防止条例の早期の制定を強く求める。

記

- 1 受動喫煙から大阪府民の健康を守り、とりわけ子ども・未成年者・妊婦、アレルギー患者や病弱者を守り、また府民だけでなく、訪問者、観光客や海外の方々の健康を守る「健康大阪」のため、早急に受動喫煙防止条例の制定を進めること。
- 2 特に飲食店等にあつては、東京都案と同じく「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」など、従業員すべてが受動喫煙のない職場で働けるよう、また利用客すべてが受動喫煙で健康を害されない内容の条例を制定すること。
- 3 WHOなども主唱しているように、「分煙」では煙は必ず漏れ出るとされているので、当初より屋内禁煙を徹底すること。
- 4 条例の遵守を担保するために、罰則（行政罰の過料）のある条例とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

泉大津市議会

送付先：大阪府知事